

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |   |
|----|---|
| 件名 | 新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る個人番号利用事務における庁内連携及び情報連携について |
|----|---|

内容は別紙のとおり

(担当部課：健康部保健予防課)

区では、平成20年度から新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施し、対象者に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とし、特殊寝台や歩行支援用具などの給付（購入費の一部公費負担）を行っている。

この度、令和2年4月から、対象者の保護者が負担する費用の算定にあたっては、所得税等の課税の有無の確認から、住民税による確認により行うこととなった。

住民税の確認にあたっては、個人番号を利用することで課税証明などの添付書類の提出を不要とできるなど、区民の利便性向上につながるため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、新たに区独自の個人番号利用事務に追加する。これに伴い、事務処理に必要な庁内連携及び他自治体との情報連携を行う。

#### 1 新たな個人番号利用事務

新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（資料19—1のとおり）

#### 2 利用目的

対象者の保護者が負担する費用の算定に関する事務を適正に行うため。

#### 3 庁内連携を行う情報項目

資料19—2のとおり

#### 4 情報連携を行う情報項目

資料19—3のとおり

#### 5 利用開始時期

令和2年9月4日から（庁内連携）

令和3年6月1日から（情報連携）

#### 6 その他

本件については、本審議会へ報告した後、「新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」に追記する。また、情報連携については、国の個人情報保護委員会へ届出書を提出し、調査による承認を得た上で、開始することとする。